

軽自動車税の減免のご案内

次のいずれかに該当する場合は、軽自動車税の減免を受けることができます。

A 障がいによる減免

- ① 身体障がい者（戦傷病者を含む）本人が所有し運転するもの
- ② 身体障がい者（戦傷病者を含む）本人が所有し、その方と生計を一にする方が、障がい者の通院、通学、通所または生業のために運転するもの
- ③ 18歳未満の身体障がい者と生計を一にする方が所有し、障がい者の通院、通学、通所または生業のために運転するもの
- ④ 知的・精神障がい者本人またはその方と生計を一にする方が所有し、障がい者の通院、通学、通所または生業のために運転するもの
- ⑤ 障がい者本人が所有し、障がい者のみで構成される世帯の方の通院、通所など常時介護する方が運転するもの

▼申請に必要なもの

- ▽本人および生計同一者が運転する場合
 - 印鑑、運転免許証、身体障害者手帳または戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証、車検証
- ▽障がい者のみの世帯で常時介護する方が運転する場合
 - 本人が運転する場合と同じものおよび常時介護証明書

▼対象者 下表のとおり

- ① 国または地方公共団体に、公用または公共の用に供するために無償で貸し付けているもの

② 学校法人（私立学校に限る）の設置

者が所有する軽自動車で、専ら当該学校の学生、生徒、児童および幼児の送迎のために使用するもの

③ 社会福祉事業の経営者が所有する軽自動車で、直接その社会福祉事業のために使用するもの

④ 市から委託を受けた社会福祉事業に類する事業の経営者が所有する軽自動車、直接その事業のために使用するもの

⑤ 厚生農業協同組合連合会などが所有する軽自動車で、へき地巡回診療のために使用するもの

▼申請に必要なもの

印鑑、車検証、定款など

◆申請期限 5月24日（金）まで

※土・日曜日、祝日を除く

◆注意事項

- ▽軽自動車の所有者が4月1日現在、障がい者本人であること。（18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の方は生計を一にする方でも可）
- ▽減免は、普通車・軽自動車などを問わず障がい者1人1台に限りません。
- ▽リース車両は対象となりません。
- ▽先のA、Bの減免のほかに、軽自動車の構造による減免がありますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

◆申請・照会先 税務課 ☎23-8874

FAX 21-2308 または各地域事務所

① 国または地方公共団体に、公用または公共の用に供するために無償で貸し付けているもの

身体障がい者など		
障がい区分	本人運転	生計同一者などが運転
視覚	1級～4級	同左
聴覚	2級、3級	同左
平衡機能	3級	同左
上肢	1級～3級	1級、2級
下肢	1級～6級	1級～3級
体幹	1級～3級、5級	1級～3級
乳幼児期以降の非進行性脳変性運動機能	上肢	1級～3級
	移動	1級～6級
心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸	1級、3級	同左
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級～3級	同左
肝臓	1級～3級	同左
音声機能	3級（こう頭摘出者のみ）	—
障がい区分	生計同一者などが運転	
知的障がい	程度が「重度」「最重度」であり、療育手帳「A」「A1」「A2」	
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳「1級」で自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る）の交付を受けている	

（追記）

1. 同一の等級で2つの重複する障がいがある場合は、1級上の級とする。
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障がいがある場合は、6級とする。
3. 異なる等級について2つ以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を考慮して当該等級より上の級とすることができる。

戦傷病者		
障がい区分	本人運転	生計同一者などが運転
視覚	特別項症、1～4項症	同左
聴覚	特別項症、1～4項症	同左
平衡機能	特別項症、1～4項症	同左
上肢	特別項症、1～4項症	同左
下肢	特別項症、1～6項症 1～3款症	特別項症、1～4項症
体幹	特別項症、1～6項症 1～3款症	特別項症、1～4項症
心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸	特別項症、1～3項症	同左
肝臓	特別項症、1～3項症	同左
音声機能	特別項症、1～2項症 （こう頭摘出者のみ）	—